

報道関係者 各位

令和7年7月22日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 小城 太

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

令和7年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会及び 鹿児島県最低賃金専門部会の開催について

鹿児島地方最低賃金審議会（会長 ^{かわぐち}川口 ^{しゅんいち}俊一）は、令和7年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会及び鹿児島県最低賃金専門部会を以下のとおり開催します。

1 日時

（1）第2回鹿児島地方最低賃金審議会 令和7年8月1日（金）午後3時～

（2）鹿児島県最低賃金専門部会

（以下の日程は予定であり、変更となる場合もあります。）

- ① 第2回鹿児島県最低賃金専門部会 令和7年8月 5日（火）午前10時～
- ② 第3回鹿児島県最低賃金専門部会 令和7年8月 8日（金）午前10時～
- ③ 第4回鹿児島県最低賃金専門部会 令和7年8月19日（火）午前10時～
- ④ 第5回鹿児島県最低賃金専門部会 令和7年8月21日（木）午前10時～

※上記専門部会のいずれかで結審した場合は、以降の専門部会は開催しません。また、同日の午後3時に第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催し、専門部会報告を受けた後、審議のうえ、鹿児島労働局長に対して鹿児島県最低賃金改正額を答申します。

2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）

（所在地）鹿児島市山下町13番21号

3 主な議題（予定）

（1）第2回鹿児島地方最低賃金審議会

- ① 令和7年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について
- ② 令和7年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について

（2）鹿児島県最低賃金専門部会

鹿児島県最低賃金の改正審議について

4 取材

- (1) 取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、以下の日時までにお申し込みください。

第2回鹿児島地方最低賃金審議会	令和7年7月30日(水)午後5時まで
第2回鹿児島県最低賃金専門部会	令和7年8月1日(金)午後5時まで
第3回鹿児島県最低賃金専門部会	令和7年8月6日(水)午後5時まで
第4回鹿児島県最低賃金専門部会	令和7年8月15日(金)午後5時まで
第5回鹿児島県最低賃金専門部会	令和7年8月19日(火)午後5時まで

- (2) 会議は公労使三者が揃って議論を行う場のみ公開の予定です。(公開の決定を冒頭で行います。)
- (3) お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。